

議第 149 号

下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく医療型短期入所サービスが現在下呂市内にないため、第 5 期下呂市障がい福祉計画（平成 30 年度～32 年度）により下呂市立金山病院がサービス事業者としての届出を行い、サービスを行います。本制度の利用者負担額を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例（平成24年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第2条 使用料の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める自立支援給付については、同法の規定による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定した額</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 使用料の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収 条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく医療型短期入所サービス*¹が現在下呂市内にないため、第5期下呂市障がい福祉計画（平成30年度～32年度）により下呂市立金山病院がサービス事業者としての届出を行い、サービスを行います。本制度の利用者負担額を定めるために当該条例の一部を改正するものです。

*¹医療型短期入所サービスとは、自宅で障がい児者の介護を行う人が病気などの理由で介護ができない場合に、障がい児者が病院に短期入所し、入浴、排せつ、食事介護などを行うサービス。

2. 概要

(1) 障害者総合支援法に基づく医療型短期入所サービスに要する費用に関する基準により算定した額とします。

(第2条第6号関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)